

## 藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の地域経済の活性化を図るため、商店街区域及びその他の指定区域(以下「商店街区域等」という。)内の空き店舗等を活用して開業するもの、商店街区域等の区域内に自らが所有する未活用空き店舗等をテナント物件に変更するもの又は商店街区域等の区域内の空き店舗等を集客や商業地を活性化させる事業の実施を目的とした施設等として活用する本市内の商店街若しくはその連合体であるものに対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街区域 商店街振興組合が存在する商店街の区域にあつては組合の定款に定める区域をいい、商店街振興組合以外の商店街組織が存在する商店街の区域にあつては、市長が別に定める区域をいう。
- (2) その他の指定区域 別図に定める区域(商店街区域を除く。)をいう。
- (3) 空き店舗等 以前に小売業、飲食業若しくはサービス業(以下「商業等」という。)の用に供され営業していた施設又は現に営業している商業施設の空き区画若しくは店舗の空きスペースで次に掲げる条件を全て満たす施設等をいう。
  - ア 当該施設等が、補助金の交付申請がされた時点において、いかなる用途にも使用されていないこと
  - イ 当該施設等の所有者から直接借り受けることが予定されている施設等であること
- (4) 新規出店者 商店街区域等の区域内の空き店舗等に出店しようとする個人、法人又はその他の団体で次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する営業を行おうとするもの
  - イ 静岡県消費生活条例(平成11年静岡県告示第35号)第25条第1項の規定による不当な取引行為の指定(平成11年静岡県告示第355号)に定める営業活動を行おうとするもの
  - ウ 空き店舗等所有者、当該所有者と生計を一にする者若しくは2親等以内の

親族又はこれらの者が所属する法人その他の団体

エ 市税（空き店舗等への出店に当たり、市外から転入するものにあつては、転入前の市町村に対する市町村税）を滞納しているもの

オ 現に商店街区域等の区域内で行っている事業を廃止するもの

カ 開業に際し必要な許認可、資格等を取得していないもの

キ その他市長が不相当と認める営業を行おうとするもの又は行っているもの

(5) 未活用空き店舗等所有者 商店街区域等の区域内に存する空き店舗等の所有者（商店街区域にあつては当該区域の商店街組織に属する者に限る。）であつて、その者が補助金の交付申請をした時点において当該空き店舗等がテナント物件となっていないものを所有する者

(6) 改装費 新規出店者が開業し、又は未活用空き店舗等所有者が新規出店者を入居させるためのテナント物件とするために負担する壁面、可動できない設備等空き店舗等の内装の設備に係る工事費及び玄関、ショーウィンドウ、可動できない店舗看板等空き店舗等の外観の整備に係る工事費（それらの工事費に対応するこの要綱に基づく補助金以外の補助金を受ける場合には、それらの工事費からその補助金に相当する額を控除した額）とする。

（補助対象事業の要件）

第3条 補助の対象は、次に掲げる事業で、市長が相当と認める事業とする。

(1) 本市内の商店街又はその連合体であるものが、商店街区域等の区域内の空き店舗等を、集客や商業地を活性化させる事業の実施を目的とした施設として2年以上継続して活用する事業

(2) 次に掲げる事業であつて2年以上継続して実施される事業

ア 公益法人、特定非営利活動法人又はその他市長が認める団体が新規出店者（商店街区域に出店する場合は、商店街団体の組織に加入する新規出店者に限る。イにおいて同じ。）として自らの事業、活動の実施を目的として、地域社会の福祉増進、コミュニティ形成、学校教育の推進等公益増進に寄与する施設等として活用する事業

イ 新規出店者が、午前10時から午後5時までの時間帯に営業活動を行い、にぎわいの創出に寄与すると認められる店舗として活用する事業

ウ 未活用空き店舗等所有者が新たに新規出店者を入居させるために、自ら所有する空き店舗区等をテナント物件（午前10時から午後5時までの時間帯に営業活動を行い、にぎわいの創出に寄与する店舗とされる見込みのものに限る。）に変更する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

3 この要綱以外の本市の制度に基づく補助金の交付を受けて実施する事業については、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち改装費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 施設利用に係る契約書の写し(第3条第1項第1号又は第2号ア若しくはイに該当する場合に限る。)
- (4) 履歴書(新規出店者が個人の場合に限る。)
- (5) 登記事項証明書又はこれに準ずる書類(新規出店者が法人又はその他の団体の場合に限る。)
- (6) 開業時の改装にかかる図面及び見積書並びに改装前の店舗内および店舗周辺の写真
- (7) 新規出店者又は未活用空き店舗等所有者(それらの者が法人の場合にあっては、新規出店者又は未活用空き店舗等所有者及びその代表者)の市税完納証明書又はそれに代わる書面
- (8) 当該空き店舗等の属する商店街の意見書(第4号様式。商店街区域への出店の場合に限る。)
- (9) 藤枝商工会議所又は岡部町商工会の経営指導員による意見書(第5号様式)
- (10) 藤枝市商業立地ガイドラインに基づく確認書(第6号様式)
- (11) その他市長が必要と認める資料

2 前項に規定する申請書等は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があった場合にはその内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、その旨を交付決定通知書（第7号様式）により、当該申請を行った者に通知する。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

イ 補助事業の経費の配分又は事業内容について変更しようとする場合。ただし、補助額の変更がない場合で、経費の配分については、対象事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 市長が、補助事業について必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行った場合には、速やかに報告をし、調査に協力し、又は指示に従わなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ計画変更申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（第2号様式）

(2) 変更収支予算書（第3号様式）

(3) 当該空き店舗等の属する商店街の意見書（第4号様式）

(4) 藤枝商工会議所又は岡部町商工会の経営指導員による意見書（第5号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第10条 市長は、変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第9号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該事業を完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して 1 0 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに実績報告書（第 1 0 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第 3 号様式）
- (2) 改装後の店舗内及び店舗周辺の写真
- (3) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第 1 2 条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合には、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第 1 1 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第 1 3 条 補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 1 4 日を経過した日までに請求書（第 1 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の時期）

第 1 4 条 補助金は、当該事業が完了したことを確認し、前条に定める請求があった後に交付する。

2 第 3 条第 1 項第 2 号ウに該当する場合は、テナント物件になった時点をもって事業の完了とする。

（交付の取消し等）

第 1 5 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不相当と認めたとき。

（補則）

第 1 6 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 藤枝市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱（平成 2 0 年藤枝市告示第 6 9

号)は、廃止する。

- 3 平成21年度において前項の規定による廃止前の藤枝市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱により補助を受けた者の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。